

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第14号	令和8年7月13日	伊予市役所	危機管理課
題 目(テーマ):通学路、既設道路反射鏡の安全確認について			
提 案 理 由(要旨)			
令和7年度伊予市通学路安全対策箇所一覧を拝見し、通学路安全対策に係わる点検の実施状況および対策内容を確認いたしました。 つきましては、次回以降の点検を実施の際に、以下に記載の箇所につきましても点検・ご検討していただけますと幸いです。 既設の道路反射鏡は、市道を通行する車両、自転車及び歩行者の安全確認を補助する施設であると認識しております。 当該市道は、私有地前において、車両が1台程度通行できる幅員で、両側に約30cmの路側帯(白線)が設けられています。また、南山崎小学校の児童および港南中学校の生徒など日常的に通学する市道であり、自転車や歩行者は路側帯に沿って通行することが一般的です。 一方、私有地から市道へ進入する際には、隣家の高さ約1mのブロック塀などの影響もあり、路側帯を通行する自転車等が死角となりますが、当方では、細心の注意を払い徐行して安全確認を行っています。現状の既設道路反射鏡については、視界阻害等により、市道を通行する車両および路側帯を通行する自転車・歩行者を十分に確認できる状況ではありません。既設の道路反射鏡が本来の機能を発揮し、市道を通行する車両および路側帯を通行する自転車・歩行者の存在を適切に確認できる状態となることは、私有地から侵入する車両の安全確認に資するだけでなく、市道を利用するすべての交通参加者の安全性向上につながるものと考えます。とりわけ、通学する児童・生徒に対する安全確保や注意喚起の観点からもその意義は大きいと考えます。 つきましては、既設道路反射鏡について、視界阻害等の改善により、安全確認補助施設として機能する状態となるようご検討いただくとともに、改善が困難な場合には、注意旗等の代替的な安全対策についても併せてご検討くださいますようお願いいたします。 【確認箇所】 管理者ラベル:伊予市管理番号:大平-26			

回 答 内 容

この度は、道路反射鏡に関するご指摘と、改善策のご提案をいただきありがとうございます。

ご指摘の道路反射鏡は、30 年以上前に「伊予交通安全協会大平支部」によって設置され、その後、市が管理を引き継いだ経緯がございます。しかしながら、現在、市が設置・管理する道路反射鏡は「公道を通行する不特定多数の皆様の安全確保」を目的としており、個人宅の敷地から市道へ出入りするための利用に留まる場合、公共性の観点から市の維持管理の対象外となっております。

現在の基準には合致しないものの通学路でもあることから、今後の取り扱いについて、7月 21 日に実施した南山崎小学校の通学路点検の際に、「伊予交通安全協会大平支部」と共に、地域における交通安全対策としての継続設置の協議を行いました。その結果、同支部からも「継続設置は不要であり、支柱も老朽化しているため撤去してほしい」との見解が示されました。

そのため、当該道路反射鏡は、市の基準に該当せず、地域の交通安全協会としても不要との判断であることから、公平性を期すためにも、市費を用いての維持管理は行わず、撤去することといたしました。

一方、ご提案いただきました「注意旗」の設置につきましては、児童、生徒及び通行者に対する交通安全対策として、同支部において「通学路のぼり旗」の設置に向けた検討を進めております。

ご要望に沿えない部分もあり誠に申し訳ございませんが、今後とも、十分な安全確認にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。